

少年法適用上限年齢の引下げ

－親権の理解と非行少年の特性の視点から－

大塚英理子*

I はじめに

近時、少年法の適用上限年齢を現行の20歳から18歳に引き下げるべきか否かという問題が盛んに議論されている。現在の少年法は20歳未満を「少年」と定め（少年法2条1項）、その少年が非行を犯したときにどのように取り扱うかを定めた法律である。しかし、その目的は「少年の健全な育成」（少年法1条）であり、決して非行を犯した少年を厳しく処罰するようなことを目指した法律ではない。むしろ、少年の健全育成が現行少年法の目的として明示されたことにより、未成年の教育に関する諸法令との共通性が意識されることとなったと指摘されている¹。すなわち、教育基本法はその前文で「民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」という理想を実現するために「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」と宣言したうえで、1条においては教育の目的として「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めている。また児童福祉法は「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」こと（2条1項）、そして「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」こと（2条3項）を定めている。

それでは、こうした特徴を有する少年法の適用上限年齢を20歳から18歳に引き下げるということは何を意味し、何が起こると考えられるのか。本論文では、まずは少年法とはどのような法律であるかを概観した後、少年法適用上限年齢を引き下げた場合の問題点を指摘する。すなわち、非行に至った若年者の多くは、これまでの生活のなかで成長・発達する権利が十分に保障されてこなかった者であるにもかかわらず、そうした者を教育や育ち直しの対象から除外することはすべきではない。そこから、少年法の適用上限年齢の引下げは行うべきではないとの結論を導く。

II 少年法とはどのような法律か

(1) 少年法の目的

少年法は1条に、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定め、非行のある少年の健全育成をその目的としている。

まず少年法が対象としている「非行のある少年」であるが、この「非行」という言葉が意味するところは明確にはされていない。しかし少年法は、3条1項で規定する犯罪少年、触法少年、そして虞犯少年を対象として定めている。犯罪少年とは14歳以上20歳未満で罪を犯した少年、

* 愛知教育大学教育支援専門職養成課程・教育ガバナンス講座

¹ 守屋克彦・斉藤豊治 [編集代表] 『コンメンタール少年法』現代人文社、2012年、35頁（守屋克彦）

触法少年とは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年を指す。犯罪少年と触法少年を区別するのは、14歳という年齢である。この年齢は、刑法41条に「14歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定され、14歳未満の少年の刑事責任能力が否定されていることから、犯罪少年と触法少年を区別する境となる。すなわち、14歳以上の少年であれば犯罪が成立する行為であっても、14歳未満の少年は刑事未成年者であるため、犯罪が成立しない。犯罪行為ではなく法に触れる行為（触法行為）なのである。

残る虞犯少年とは、①保護者の正当な監督に服しない性癖があること、②正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと、③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること、④自己又は他人の特性を害する行為をする性癖があること、という事由があり、「その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」（少年法3条1項3号）である。よって虞犯少年とは、いまだ犯罪行為あるいは触法行為には至っていないものの、将来、そうした行為に至る蓋然性が高い少年のことを指す。こうした犯罪少年・触法少年・虞犯少年をまとめて非行少年と呼ぶ。

少年法は、非行少年たちの健全な育成を目的とした法律である。それでは、健全育成とはどのような概念なのか。澤登俊雄は、非行少年の健全育成とは「少年が非行を克服し成長発達を遂げること²」であるとしたうえで、次のような3つの要素が健全育成の定義に含まれることになるとする。すなわち①少年が将来犯罪・非行を繰り返さないようにすること、②その少年が抱えている問題を解決して、平均的ないし人並みの状態に至らせること、③少年がもつ秘められた可能性を引き出し、個性味豊かな人間として成長するよう配慮すること、である。そしてこれらの3つは相互に独立しているわけではなく、①の上に②が積み上げられ、さらにその上に③が積み上げられるという関係にある。そのうえで澤登は、これら3つの要素全ての積み上げが実現できることが理想であるとしつつも、③の意味での健全育成は原則として家庭及び学校教育の任務であり、かつ、あくまでも非強制的な働きかけによって可能になるものであるとする。強制力をもった処分を行う少年司法制度においては、③の意味での健全育成は謙抑的でなければならないとし、非行少年に対する健全育成の意味は、②の要素に集約されるべきとしている³。

少年法の目的を考えるにあたっては、教育基本法等の目的との共通性を意識しながらも、少年司法制度は強制力をもった処分を取り得る制度であり、謙抑性が求められるということを忘れてはならない。

(2) 少年に対する保護手続と刑事手続

非行少年を取り扱う手続には、「保護手続」と「刑事手続」とがある。まず保護手続とは、家庭裁判所が少年事件を受審し、調査や審判の後、終局決定を行うまでの手続のことである。この家庭裁判所における保護手続は、目的や処分の点で、成人に対する刑事手続とは大きく異なる。まず成人に対する刑事手続は犯罪事実を認定し、認定された犯罪について、責任の重さに応じた刑罰を言い渡すことを目的とする。しかし家庭裁判所における保護手続は、非行を行った少年に対して罰を与えるのではなく、少年が抱える問題を解明し、その問題を少年が克服することを目的としている。そして、問題を克服することを目指して家庭裁判所が科すことができるのは保護

² 澤登俊雄『少年法入門 [第6版]』有斐閣、2015年、27頁

³ 澤登前掲注2) 38頁

処分である。

保護処分には、保護観察処分、児童自立支援施設等送致、少年院送致という3つの種類がある(少年法24条1項)。まず保護観察処分とは、対象の少年に社会のなかで通常の生活を送らせながら、遵守事項を守るように指導監督を行い、必要な支援を行うことにより、その改善更生と社会への再統合を目指す処分である。対象者は通常の社会生活を送り続けるため、こうした形態の処遇を社会内処遇と呼ぶ。

次に児童自立支援施設等送致とは、児童福祉法上の施設である児童自立支援施設又は児童養護施設へと少年を送致する処分である。児童福祉法上の施設であるため、児童自立支援施設も児童養護施設も施設されていない開放施設であり、そこでの処遇も疑似家族的な関係に基づく家庭的な暮らしであることが特徴である。

そして少年院送致とは、閉鎖施設である少年院に少年を収容し、矯正教育を行う処分である。矯正教育は、少年の犯罪的傾向を矯正し、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び能力を習得することを目的として行われる(少年院法23条1項)。このように保護処分は、対象となる少年が抱える問題を克服することができるよう、様々な形態の教育を行う処分である。

しかし、家庭裁判所での保護手続を経た結果、必ずなんらかの保護処分を科さなければならないというわけではない。むしろ、家庭裁判所での終局決定として「審判不開始」あるいは「不処分」の決定を受ける少年が非常に多い⁴。審判不開始とは、事件は家庭裁判所へと送られてきたが、審判を開始する必要はないとする決定、不処分とは、家庭裁判所での審判は行われたものの、処分を科す必要はないとする決定である。一見すると、こうした審判不開始決定や不処分決定は非行少年に対して何ら教育的な措置を取らず、少年を野放しにしているようである。しかし決してそうではない。少年に対する保護手続は、手続のあらゆる段階が少年に対する教育的働きかけの場であると考えられている。家庭裁判所での審判の結果、終局処分として言い渡される保護処分だけが教育的働きかけなのではなく、審判が始まる前の調査の段階や審判の場でも、様々なインフォーマルな教育的働きかけ(保護的措置)が行われているのである。したがって、少年の要保護性⁵が調査や審判段階の保護的措置で解消されたため、これ以上の対応は不要であると考えられた結果、審判不開始あるいは不処分の決定が下されるのである。保護処分が教育的な処分であるというだけでなく、調査や審判において保護的措置が行われるという点も、成人に対する刑事手続とは大きく異なる。

続いて、少年に対する刑事手続とはどのような手続なのかを確認する。少年に対する刑事手続とは、保護手続における終局決定として家庭裁判所が事件を検察官に送致した後、検察官による公訴の提起から刑事裁判を経て、有罪・無罪及び刑の確定を行う手続である。したがって、日本の非行少年の取扱いはあくまで保護手続が優先であり、少年に対して刑罰を科すことは、家庭裁判所での検察官送致決定の後に刑事裁判を行い、そこで有罪が確定した場合にのみ許されるという制度を採用している。

さらに、少年に対する刑事手続が成人に対するそれと全く同様でよいかというと、決してそう

⁴ 2016年度、家庭裁判所で終局決定を受けた少年のうち、約48%が審判不開始決定、約20%が不処分決定であった(平成29年版犯罪白書)。

⁵ 要保護性とは、少年が少年司法制度による保護を必要とする状態にあるか否かという概念である(武内謙治『少年法講義』日本評論社、2015年、110頁)。

ではない。少年法のなかで、少年に対する刑事手続のあり方を定めているのは50条⁶のみであり、そこで言及されている少年に対する刑事手続での審理の方針以外は、成人の場合と同様の規定が適用されることになる。したがってこの点だけに着目をすれば、少年の刑事手続も成人の刑事手続と変わらない手続で良いと考えられかねない。しかし、1条で定められた少年の健全育成という少年法の目的は刑事手続の目的でもあるため、少年にふさわしい刑事手続のあり方が模索されなければならないのである。

また、刑事手続の結果、少年に刑罰を科すこととなった場合にも、少年と成人とでは異なる制度となっている。まず罪を犯すときに18歳未満であった少年には死刑を言い渡すことができず、また無期刑を科すべきときにも有期刑に減刑することができる（少年法51条）。有期刑についても、少年に有期刑を言い渡す際には、長期と短期を定めた不定期刑の形で言い渡す（少年法52条）。そして懲役又は禁錮が言い渡された少年が収容されるのは少年刑務所である。このように、同じ刑事手続といえども成人のそれと少年のそれとは様々な点で異なっており、そうした違いが設けられているのは少年が成長発達の主体であり、伝統的な刑事手続や刑罰制度はそれを脅かす危険性が極めて高いからである⁷。

Ⅲ 少年法適用上限年齢の引下げ

(1) 少年法適用上限年齢引下げをめぐる議論に至る経緯

少年法適用上限年齢の引下げをめぐる問題は、2017年2月9日に法務大臣から諮問第103号が出され、法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」が設置されたことにより、すでに具体的な議論が始まっている段階にある。この諮問に至る動きの始まりは、2007年5月に成立した「日本国憲法改正手続に関する法律」により、憲法改正に係る国民投票の投票権を有するのは18歳以上の日本国民であると定められたことである⁸。そしてその附則のなかで「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法……その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」（附則3条）と定められたことにより、公職選挙法及び民法が定める年齢について、検討が行われることとなった。

まず諮問第84号⁹に基づき「法制審議会民法成年年齢部会」が設置され、会議は2008年3月から2009年7月にかけて、全15回行われた。その結果、2009年10月には「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」が出され、「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」との意見が出されている。その後、2014年6月には「日本国憲法改正手続に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、制定附則3条は削除され、国民投

⁶ 少年法50条「少年に対する刑事事件の審理は、第9条の趣旨に従って、これを行わなければならない。」

⁷ 武内謙治『少年法講義』日本評論社、2015年、440頁

⁸ 日本国憲法改正手続に関する法律3条「日本国民で年齢満18歳以上の者は、国民投票の投票権を有する。」

⁹ 諮問第84号「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げることが否か等について御意見を承りたい。」

票の投票権を有する者の年齢は2018年6月20日までは満20歳以上、同月21日からは満18歳以上とされた。そして2015年6月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上へと引き下げられたのである。この法律の附則11条では、「国は、国民投票……の選挙権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法……、少年法その他の法令の規程について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められており、初めて少年法について言及された。これを受けて、自民党の成年年齢に関する特命委員会が発足し、少年法の適用上限年齢を20歳未満から18歳未満へと引き下げるのが適当であるとの提言¹⁰が行われた。このように、少年法以外の法律をめぐる議論及び法改正が行われる流れのなかで、少年法適用上限年齢の引下げは議論の俎上に載せられることとなったのである。

(2) 親権の理解

それでは、少年の健全育成を目的とし、保護処分だけでなくインフォーマルな保護的措置によっても教育的な働きかけを行うことを制度として優先している少年法の適用上限年齢を引き下げることは、どのような問題が伴うのか。本稿では、親権の理解と非行少年の特性という視点から検討していく。そこでまずは、親権が現在ではどのように理解されているのか確認をしていく。

親権とは、現在では、未成年の子どもの利益を実現する親の義務・責任と理解されている。この親権概念の理解は、歴史のなかで大きく変化してきたことが指摘されている。すなわち、かつては父が家長として家族の財産を管理・支配していたことを基盤にし、父は子を権力的に支配し、子はそれに服従すべきと考えられてきた。この考えは近代民法でも払拭されておらず、「親権」という親の権利性を強調するかのような表現にも端的に現れている。しかし20世紀以降、子の利益、子の福祉を守ることの重要性が認識されるにつれて、親権を子の利益を守る親の義務と捉え、義務性を強調するようになったとされる。さらに、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約¹¹」において子の権利主体性が確認されると、子の利益を守るといっても、それは子が未熟、未発達な存在だから保護するというのではなく、子自身に発達し成長する権利があり、親や国はこれを援助するものという発想に変わっていったと述べられている¹²。子どもの権利主体性、そして成長し発達する権利が意識され、親権の理解も、第一義的には親が子の養育及び発達について責任を有し、子の最善の利益に関心を払わなければならないと理解されるようになったのである¹³。さらに、子どもの権利条約は、18条2項において「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する」と定めており、子どもの養育・発達を国が援助するという構

¹⁰ 自民党「成年年齢に関する提言」(<https://www.jimin.jp/news/policy/130566.html> 2017年11月24日閲覧)

¹¹ Convention on the Rights of the Child。政府公定訳では「児童の権利に関する条約」。なお、本論文中で引用する子どもの権利条約の訳は、日本ユニセフ協会 (<https://www.unicef.or.jp/crc/> 2018年2月1日閲覧) による。

¹² 二宮周平『家族法 第4版』新世社、2013年、207頁

¹³ 子どもの権利条約18条1項「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。」

造を確認している。このように、子どもと親、そして子どもと国の関係とは、子ども自身に成長・発達する権利があり、親・国はそれを援助するというものなのである。

(3) 非行少年の特性

続いて、少年法の適用上限年齢の引下げに伴う問題点を検討する際の視点の2つ目、非行少年の特性について確認をする。まず、2017年版の犯罪白書で少年院入院者の保護者状況を見ると、2016年に新たに少年院に入院した男子少年のうち、40.2%が実母のみ、10.1%が実父のみであり、50.3%がひとり親世帯の子であった。なお、実父母は32.5%、実父義母あるいは義父実母は11.8%である。また女子少年では、実母のみが41.2%、実父のみが9.3%であり、やはり過半数の50.5%がひとり親世帯の子であった。女子少年の場合、実父母は25.8%、実父義母あるいは義父実母は16.4%である。次に、少年院入院者の被虐待経験を見ると、2016年度に新たに少年院に入院した男子少年のうち、21.9%が身体的虐待、0.1%が性的虐待、4.1%がネグレクト、1.1%が心理的虐待を受けてきたと回答している。女子少年では、28.9%が身体的虐待、3.6%が性的虐待、6.2%がネグレクト、4.6%が心理的虐待を受けたと回答している¹⁴。また、法務省総合研究所による少年院在院者に対する虐待被害経験を問うアンケート調査¹⁵では、対象者のほぼ半数になんらかの被虐待経験があるという結果が出ている。

こうしたデータからは、非行少年として少年司法制度に取り込まれた者のなかには、様々な被害経験や社会的な負因を抱えている者が多い、ということが明らかとなる。ひとり親世帯については、子どもの相対的貧困率の問題と大きく関係する。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率¹⁶を見てみると、大人が2人以上の現役世帯の相対的貧困率が12.4%であるのに対し、大人が1人の現役世帯の相対的貧困率は54.6%であり、ひとり親世帯の半数以上が相対的貧困の状況にある。家庭が経済的に不安定であるということは、親が生活に大きなストレスを感じ、子どもの養育に困難が生じるおそれが高くなる¹⁷。さらには、学校外での学習の機会が減少することにより授業についていけなくなるなど、様々なマイナスの影響が懸念される。また虐待が子どもに与える影響も看過することはできない。虐待は、単に外傷や栄養不足だけではなく、子どもの心身の成長発達に悪影響を与えることが指摘されている。すなわち、日々の生活を安心した気持ちで送ることができず、常に不安が大きいために情緒不安定になったり、自尊心が低下し、自分自身を大切にすることができなくなる。さらに、不安定な気持ちから落ち着きがなかったり、親が行っていた暴力で問題を解決するやり方が身についている場合があるということが指摘されているのである¹⁸。こうした指摘は、ひとり親世帯の子や虐待を受けた子が、非行に至りやすいという話ではない。非行少年のなかには家庭環境にめぐまれないなど、加害行為に至るまでに被害者としての経験を

¹⁴ 法務省『犯罪白書 平成29年版』第3編第2章第4節 (http://hakusyol.moj.go.jp/jp/64/nfm/n64_2_3_2_4_1.html 2018年2月1日閲覧)

¹⁵ 法務総合研究所研究部報告11「児童虐待に関する研究(第1報告)」(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00043.html 2018年2月1日閲覧)

¹⁶ 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合である(内閣府『平成27年版 子ども・若者白書』第1部第3章第3節 子供の貧困 http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_03_03.html 2018年2月3日閲覧)。

¹⁷ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月 改正版)」によると、経済的困窮は児童虐待の発生要因としても大きいと指摘されている。

¹⁸ 愛知県中央児童・障害者相談センター「みんなで学ぼう児童虐待～未来の子どもたちの笑顔を守ろう～」2016年2月発行

している者が数多くいる、そしてそうした被害者性が少年の非行に影響を及ぼしている可能性があるということである。

さらに、非行から立ち直った（元）少年本人に対しインタビューを行った調査¹⁹によると、1つの要因が直接的に非行の原因となったわけではなく、さまざまな要因が絡み合って非行という道を進まざるを得なかった、そして自分を認めてくれる居場所である非行の世界に、少年たちは半ば必然的に追い立てられていったのではないかと考えられると述べられている。調査では、母親の病気から家業が倒産、父親が飲酒をして暴れ、姉がシンナーを使うようになる、あらゆる家財道具が差し押さえられる、といった状況のなかで「レディース（女性暴走族）がすごいカッコよく」感じ、中2の終わりに暴走族に入った少年や、母子家庭で母親から虐待を受けて育ち、経済状況も非常に悪く、借金をして生活していた家庭で育った少年など42人にインタビューが行われている²⁰。こうしたインタビューからは、良い意味でも悪い意味でも人と人との出会いが大きな意義をもっているということが見出されている。彼らを非行に追い立てないために、また非行に走っても立ち直っていくためには、人との出会いは決定的とも言える重さを持っていた。この場合の人とは、親や教師、友人はもちろん、司法機関や矯正教育機関に所属する人、職場や支援組織の人、そして配偶者や我が子など、様々な段階で出会う、様々な関係性の人である。そして幼少時から育つあらゆる環境の中で、「生まれてよかった」と思えるような、「人から認められる」実感がいかに大切かが当事者インタビューから見えてきたと指摘されている²¹。このように、まさに成長発達の途上にあるがゆえに周囲の環境や人の影響を大いに受け、そこから学んでいく若年者は、自身がおかれた環境の影響の下、良い方向へも悪い方向へも進んでいく。非行少年の多くは社会的負因や生きづらさを抱え、そしてそうした周囲の環境の影響を大きく受けながらこれまで生きてきた者たちなのである。

(4) 少年法適用上限年齢の引下げの何が問題か

すでに確認をした現在の親権の理解と非行少年の特性を合わせて考えてみると、少年法適用上限年齢を引き下げること、これまで生来的な成長・発達する権利が認められなかった少年を、保護の制度から排除することである。現在では親権は、子の利益を守る親の義務と理解されている。それは、子ども自身に成長・発達する権利があり、親や国はそれを援助するという考え方を基礎としている。そうであれば、家庭環境や親子関係をめぐる負因を抱え、それが様々な要因と絡み合うことによって非行へと至った少年は、これまでの人生のなかで親からも国からも適切な援助を受けることができなかつた少年である。このように権利が保障されず、さらに適切な援助も行われなかつた少年を排除するのが少年法適用上限年齢の引下げである。もちろん、すべての非行少年が社会的負因や生きづらさを抱えているわけではない。しかし、多くの非行少年がそうした状況にあること、さらに誰が社会的負因や生きづらさを抱えているのかは慎重な調査を経なければ判明しないことを考慮すれば、少年法適用上限年齢を引き下げ、少年司法制度の対象者を縮小することにより、成長・発達する権利が保障されないままの者が数多く生じることになる。家庭裁判所での審判では、少年が抱える問題性を深く考察し、その問題点を克服し、再非行に至

¹⁹ 特定非営利活動法人非行克服支援センター『何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか：「非行」に走った少年をめぐっての諸問題とそこからの立ち直りに関する調査研究』新科学出版社、2014年、88頁以下

²⁰ 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注19) 91-126頁

²¹ 特定非営利活動法人非行克服支援センター・前掲注19) 247-248頁

らないためにはどのような対応が必要なのか、科学的な知見を用いて検討が行われる。その結果、必要であると判断されれば、少年の健全育成を目指した教育的な保護処分が科される。少年司法制度には刑事手続も用意されているが、家庭裁判所での決定の後、刑事手続へと送られる少年の数は非常に限られている²²。このように少年司法制度は、少年の健全育成を目的とし、様々な教育的な働きかけを行うものである。これまで成長・発達する権利が保障されず、親・国からの適切な援助も得られなかった少年の「育ち直し」を目指す制度の対象年齢を引き下げるとは、少年に対する社会の責任を放棄することである。

また、家庭環境や虐待といった周囲の影響を受けやすい存在である子どもが非行に至ったことの責任を、子ども本人にのみ負わせて良いのかも考えなければならない。前述の通り、日本も批准している子どもの権利条約は、子の養育・成長についての責任を有するのは第一義的には親であるが、国も子どもを養育する親に対して適当な援助を与え、そして子どもの養護のための施設、設備そして役務の提供を発展させなければならないと規定している。そうであれば、非常に悪い家庭環境におかれている子どもや、虐待を受けている子どもを適切に援助することは国の責任である。非行少年として少年司法手続に取り込まれた者のなかには、親そして国から適切な援助を受けられなかったことの影響を強く受け、非行に至っている者も少なくないということになる。このような非行に至るまでの背景を有する少年だけの責任とすることは許されない。

IV おわりに

現在、議論の俎上に上がっている少年法適用上限年齢の引下げは、少年司法制度になんらかの不備があったというような理由からではなく、憲法改正の国民投票の投票権を有するのは18歳以上の日本国民であると定められたことからきっかけとして検討されるようになった事柄である。引下げをめぐる議論は、適用上限年齢を引き下げるべき積極的な理由のないままに始まった。そうした、ある意味では巻き込まれるような形で検討が始まった問題であるにもかかわらず、適用上限年齢を引き下げることの問題は大きい。子どもと親の関係性や子どもと国との関係性、さらには非行少年の特性という視点からは、少年法適用上限年齢を引き下げ、18-19歳の者を少年司法制度から排除するということは、非行の問題を少年個人の問題として矮小化し、子どもに対する社会の責任を放棄するような事態である。成長・発達の途上にあるがゆえに可塑性に富み、周囲の影響を受けやすい少年を個人として尊重するためには、再非行に至らないことを目指した教育・育ち直しの機会を確保し続けることが必要である。

²² 2013年に刑事手続へと送られた少年は530人、うち20歳を超えた年齢超過が365人を占める。さらに、年齢超過以外の刑事処分相当を理由として刑事手続へと送られた少年についても、窃盗が17.5%、傷害が16.3%、詐欺が7.9%など、軽微な犯罪が多い。それは、刑事手続で罰金や執行猶予といった軽い判決が言い渡されることを見込んで、保護処分よりもこうした罰金や執行猶予の方が総合的にみて少年の利益になると判断された結果、刑事手続へと送致されているのである（武内前掲注7）419頁）。